

第181号議案

八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和2年11月30日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八王子市長等の給与に関する条例（昭和26年八王子市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、第2条に規定する給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の22.5</u> を乗じて得た額とする。  附 則 1・2 (略)	(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、第2条に規定する給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の23.5</u> を乗じて得た額とする。  附 則 1・2 (略) <u>3 令和2年6月期の期末手当に限り、第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の23.5」とあるのは、「100分の18.6」とする。</u>

第2条 八王子市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、第2条に規定する給料	(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、第2条に規定する給料

月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の22  
7.5を乗じて得た額とする。

月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の22  
2.5を乗じて得た額とする。

#### 附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。